

議案第 4 7 号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 8 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

官製談合防止法違反に関する一連の事件について、自治体の責任ある立場
として、その責を重く受け止め自らを処するため。

改 正 要 綱

令和 3 年 4 月 1 日から同年 4 月 3 0 日までの間、市長及び教育長の給料月
額をそれぞれ 2 0 パーセント減ずることとするもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時
特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年
石岡市条例第53号）別表第1に規定する市長及び教育長の給料月額は、令和
3年4月1日から同年4月30日までの間、当該金額から20パーセントをそれ
ぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。